

# 介護予防福祉用具購入補助事業の概要

介護保険サービスのうち福祉用具貸与のみを継続的に利用している要支援者で、貸与中の福祉用具の購入を希望する高齢者等に対して、購入費の一部を補助します。

## 【対象者】

○ 下記のすべてを満たし、福祉用具の購入を希望する高齢者等

- ・ 要支援1・2
- ・ 居宅において福祉用具貸与のみを継続的に利用している  
(プラン更新時、福祉用具貸与のみになる場合を含みます。)
- ・ 引き続き、福祉用具の利用のみで自立した生活を維持することが可能。  
(アセスメント等により状態を把握した上で判断してください。)

～ 下記に該当する場合は、対象となりません。～

- ・ 生活保護を受けている者
- ・ 被保険者証に「支払方法変更の記載」、「保険給付差止の記載」、「給付額減額等の記載」を受けている者

※ 担当のケアマネジャーから、利用者に対して、福祉用具を購入することのメリット、デメリット等を説明した上で、購入するか判断してもらってください。

## 【対象品目】

○ 購入申請時において貸与中の『歩行器』『歩行補助つえ』及び『スロープ』。

ただし、貸与中の製品の新品に限ります(生産中止等により入手困難な場合は、同等の製品でも可)。

※ 貸与品に手すりが含まれている等により、購入後、福祉用具の貸与が継続する場合は、補助の対象となりません。

## 【補助額】

福祉用具購入に要した費用 × (1 - 利用者負担割合) ※ 端数切り捨て

※ 福祉用具購入に要する費用について、種類について10万円(税込み)を上限とします。

(例)利用者負担割合1割の方が、歩行器2台、スロープ1台を購入する場合

貸与品: 歩行器 2台	購入価格 1台あたり6万円(税込み)
スロープ 1台	購入価格 1台あたり3万円(税込み)

歩行器 6万円 × 2台 = 12万円

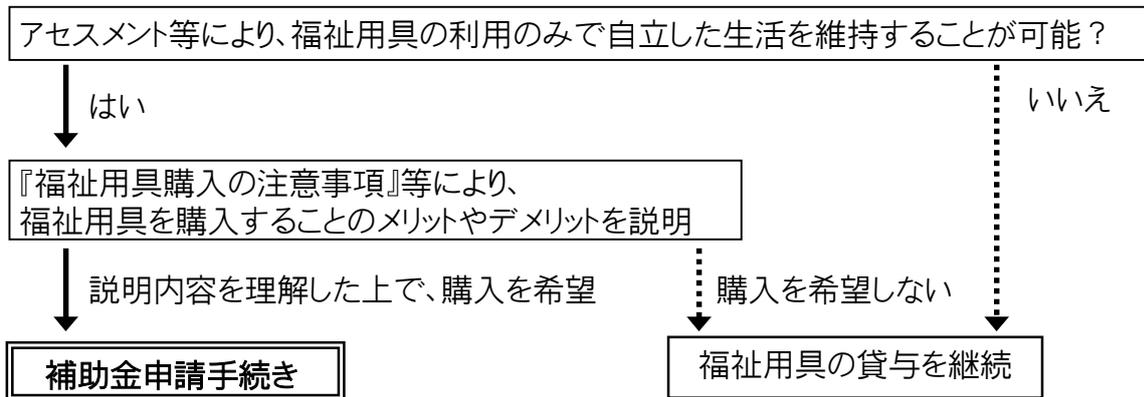
↓ 10万円が上限なので  
10万円 × (10割 - 1割) = 9万円 …①

スロープ 3万円 × (10割 - 1割) = 2.7万円 …②

補助額(①+②) 9万円 + 2.7万円 = 11.7万円

## 【 手続きの流れ 】

### ～ 補助金交付申請前 ～



### ～ 補助金交付申請以降 ～

#### ① 補助申請

##### 【提出書類】

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 福祉用具購入に要する費用の見積書(品番、型番、個数、金額等内訳記載のもの)
- 福祉用具購入に係る福祉用具のカタログの写し
- ケアプラン及びサービス利用票
- 福祉用具貸与に係る契約書(貸与している福祉用具が特定できるもの)の写し

#### ② 決定通知 … 補助金等交付決定書(様式第2号)にて通知します。

#### ③ 購入

必ず、決定通知の後に購入してください。

#### ④ 実績報告 … 購入後、30日以内に報告 購入代金の自己負担額を支払った後に提出してください。

##### 【提出書類】

- 補助事業実績報告書(様式第4号)
- 納品書(品名、型番、個数、金額等内訳の記載が必要です。)
- 領収書

#### ⑤ 確定通知 … 補助金等交付確定通知書(様式第5号)で通知します。

#### ⑥ 請求

償還払い、受領委任払いのいずれかを選択できます。

##### 【提出書類】

- 請求書
- 相手方登録(償還払いの場合、本人名義口座詳細まで必要)
- 委任状(受領委任払いの場合)

#### ⑦ 支給

申請者本人、または事業者の指定する銀行口座に振り込みます。